

妊婦のための支援給付に関するQ & A

R8.8.1作成

番号	項目	質 問	回 答
1	内容	妊婦のための支援給付とはなんですか。	妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児であるこどもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として次のとおり給付するものです。 （１）１回目の申請…妊娠１回あたり５万円（現金） （２）２回目の申請…胎児一人あたり５万円（現金） ※多胎児出産の場合は、５万円×胎児の数の支給となります。 ※出生した児の生年月日が令和７年４月１日以降が本給付の対象となります。
2	対象者	対象者を教えてください。	申請日時時点で川西町に住民票のある以下の方が対象です。 【１回目申請】 妊娠届出を提出した方（医師が「胎児心拍」を確認していること）※令和７年４月１日以降に妊娠届出をした方に限ります。 【２回目申請】 胎児の数の届出をした方 ※出産した児の生年月日が令和７年４月１日以降の方に限ります。 ※流産・死産となった場合は、その日が令和７年４月１日以降の方に限ります。疑義がある場合、医療機関へ問い合わせることがあります。
3	対象者	海外に出張しています。対象となりますか。	海外在住であっても、申請時点で川西町に住民票がある場合は、申請・届出をすることで対象となります。
4	対象者	海外で妊娠し帰国しました。対象となりますか。	海外で妊娠し、出産前に帰国した場合、住所地の自治体に妊娠届出し、申請・届出をすることで対象となります。
5	対象者	妊娠届出後に流産・死産となった場合は、妊婦のための支援給付の対象になりますか。	対象になります。２回目の給付申請も可能です。保健センターにお問い合わせください。
6	対象者	妊娠届出前に流産・死産となった場合は、妊婦のための支援給付の対象になりますか。	「医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等」の提出により、給付の対象となります。様式はホームページに掲載していますので、医療機関に作成を依頼し、申請書と合わせてご提出ください。
7	対象者	代理人が母子健康手帳の交付を受けた場合、妊婦支援給付の対象になりますか。	対象となりますが、代理人の方が母子健康手帳の交付を受けた場合は、後日妊婦本人の来所面談をお願いしています。面談はおおむね妊娠１６週ごろまでに実施できるように来所してください。
8	申請	妊娠検査薬で陽性と出たので、妊娠届を提出してもよいですか。	医師が「胎児心拍」を確認し妊娠の確定を受けた方の届出を受け付けています。
9	申請	川西町で妊娠届出時に面接を受け、その後他の自治体へ転出しました。 この場合、川西町と転出先の自治体のどちらへ妊娠のための支援給付を申請すれば良いですか。	申請日時時点で住民票のある自治体でしか申請できませんので、転出先自治体へ手続きを確認してください。
10	申請	申請期日はいつですか。	【１回目申請】 医療機関で胎児心拍が確認された日から２年 【２回目申請】 出産予定日の８週間前の日から２年 ※流産等の場合は、流産等をしたことが医療機関等において確認された日から２年 いずれの場合も期限を過ぎてしまうと、支援給付対象外となる場合があります。お早めに申請してください。
11	申請	申請者（妻）とは別の口座（夫）に振り込んでもらうことは可能ですか。	振込口座は、対象者（妊婦）の口座に限ります。

12	申請	口座名義が旧姓となっています。名義変更が必要でしょうか。	旧姓の場合については、そのままでも振込可能です。ただし、申請後から振込までの間に口座名義を変更すると、振込が行えません。振込までに口座の名義変更をする場合、早急に川西町保健センター（TEL:0745-43-1900）までご連絡ください。
13	申請	里帰り出産でも申請することは可能ですか。	申請することは可能です。手続きは、住民票のある市町村への申請となりますので、川西町保健センター（TEL:0745-43-1900）までご連絡ください。里帰り先での助産師等の訪問についても併せて調整をさせていただきます。
14	給付	現金はいつ振り込まれますか。	申請月の翌月末までにお振込みの予定です。 ※申請に不備がない場合の標準的なスケジュールです。